

災害時における広域物資輸送拠点としての利用に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び鴻池運輸株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、風水害等に起因する大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の鴻池運輸株式会社真庭配送センター（以下「センター」という。）における被災者の支援のための物資（以下「物資」という。）の搬入、仕分け、保管、搬出等（以下「搬入出等」という。）の業務の要請等に関し、協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲又は乙は、災害時において、必要があると認めるときは、丙に対し、次条各号に掲げる事項について協力を要請することができる。なお、乙が丙に対し、協力を要請する場合は、原則甲を経由するものとする。

2 丙は、甲又は乙から前項の規定による協力の要請があった場合は、業務に支障の無い範囲で協力するものとする。

（協力要請事項）

第2条 前条第1項の規定により、センターにおける広域物資輸送拠点開設のために協力を要請する事項（以下「要請事項」という。）は、次のとおりとする。なお、広域物資輸送拠点の開設時期は、甲又は乙の協力要請後概ね72時間以内とする。

(1) 搬入出等を行うための場所を概ね1,000㎡（少なくとも500㎡程度）確保すること。

(2) 5名程度が搬入出等のための事務作業を行う場所を確保すること。（通常電源の確保を含む。）

(3) 前2号に係る荷役作業員、フォークリフト及びフォークリフトオペレーター等の搬入出等に必要となる人員及び資機材等を確保すること。

（協力要請の方法）

第3条 第1条第1項の規定による協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第4条 要請事項の実施に要する費用は、甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時の直前における適正価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

（報告）

第5条 丙は、要請事項を実施する場合には、速やかに甲又は乙に対し、文書により報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合は口頭により報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（災害補償）

第6条 次の各号に掲げる場合に該当するときは、甲又は乙は、当該各号に定める額について補償を行わない。

(1) 作業従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額

(2) 丙又は作業従事者が締結した損害保険契約により、当該損害について保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山県危機管理課長、乙においては鳥取県危機管理局危機管理政策課長、丙においては真庭配送センター所長とする。

（訓練）

第8条 この協定に基づく物資の搬入出等の業務が円滑に行われるよう、丙は甲又は乙が実施する訓練への参加に努める。

（協議）

第9条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月18日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県  
岡山県知事 伊原本 隆太

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平井 伸治

丙 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目3番9号  
HK淀屋橋ガーデンアベニュー 2F  
鴻池運輸株式会社  
代表取締役兼社長執行役員

鴻池 忠彦